

立川市における「がん教育」の推進について

1. がん教育の目的

がん教育は、健康教育の一環として以下の2点を主な目的として推進しています。

- 正しい知識の習得:がんの予防、早期発見・治療、その適切な予防法や克服に関する正しい知識を身につける。
- いのちの教育・共生社会の理解:がん患者やその家族への理解を深め、命の大切さを学ぶとともに、病気になっても安心して暮らせる共生社会を支える心を育む。

2. 令和7年度 外部講師の活用状況

専門的かつ信頼性の高い知識を提供するため、地域の基幹病院と連携した外部講師による授業を推進しています。

校種	実施校数	協力医療機関
小学校	19校	国家公務員共済組合連合会 立川病院
中学校	8校	独立行政法人国立病院機構 災害医療センター

取組の特徴：最前線で活躍する医師等の講話を通じて、医療現場の視点を取り入れたより実践的で効果的な学びとなっております。

配慮事項：児童・生徒の家族にがん患者やがん経験者がいる場合には、児童生徒本人や保護者等との事前調整を行う。

3. 立川市がん条例について

立川市では、がん対策をより一層推進するため、市、市議会、市民、保健医療福祉関係者、事業者及び教育関係者が一体となって取り組む根拠として「立川市がん条例」を制定しました。

- 第7条教育関係者の役割：児童生徒が健康及び命の大切さを学び、がんに対する正しい知識を持つための教育を実施することが求められています。
- 第16条がんに関する教育等の推進：保健医療福祉関係者等との連携を図り、学習指導要領に基づき、がんへの理解を促すとともに生活習慣ががんに与える影響等について正しい知識を伝えるがん教育を実施することが求められています。

4. 今後の推進方針

立川市がん条例の理念に基づき、地域医療機関との連携のもと、今後も「がん教育」を継続させていただきます。次世代を担う子どもたちが正しい知識と他者への思いやりの心を身につけられるよう、教育委員会・学校・医療機関が一体となり、質の高い教育機会の提供に取り組んでまいります。

5. 授業で使用するスライド(一部抜粋)

